

軽自動車税種別割・自動車税種別割の申告について

軽自動車税種別割および自動車税種別割は、毎年4月1日時点で登録されている車両の所有者（または使用者）に課税されます。対象車両を新たに購入、譲渡または廃車した場合は、下記の場所で申告を行う必要があります。また、住所の変更があった方については、併せて車両の住所変更の申告を速やかにしていただく必要があります。



現在、使用または所有をしていない車両についても、名義変更および廃車の手続きをしないまま4月1日を過ぎてしまうと翌年度以降も税金がかかりますので、忘れずに申請してください。自動車税種別割納税通知書の送付先変更については札幌道税事務所自動車税部にご連絡いただくか、以下の道税ホームページ（HP）で変更が可能です。ただし、札幌道税事務所および道税HPでは名義変更はできません。（道税HP：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>）

<軽自動車税種別割・自動車税種別割の申告窓口>

車 種	申 告 窓 口
原動機付自転車（125cc以下のバイクなど） 小型特殊自動車 （農耕作業用トラクターや一定規格以下のタイヤショベルなど）	幌延町役場住民生活課住民グループ 電話：5-1112 問寒別出張所 電話：6-5006
軽自動車（660cc以下 3輪・4輪のものなど）	旭川地区軽自動車協会 電話：0166-53-7300 住所：旭川市春光6条5丁目1番24号
2輪の小型自動車（250ccを超えるバイク）	旭川地方自家用自動車協会 電話：0166-51-1221 住所：旭川市春光町10番地
普通自動車、125ccを超え250cc以下のバイク	国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局 電話：050-5540-2003 住所：旭川市春光町10番地1 札幌道税事務所自動車税部 電話：011-746-1197

※令和元年7月から、一部申告窓口が変更となっています。

運営協議会委員を募集します 北海道後期高齢者医療広域連合

北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会は、後期高齢者医療制度の運営に関する重要事項を審議する機関です。学識経験者、健康保険関係者、医師、歯科医師、薬剤師、公益団体関係者、そして住民の皆さんなどで構成します。この度、この運営協議会の住民の皆さんの代表となる委員を下記のとおり募集いたします。

○応募資格

道内に在住する満20歳以上の方で、平日の夜間に札幌市で年2回程度開催される会議に出席することが可能な方。ただし、国および地方公共団体の議会議員、国家公務員、地方公務員、本広域連合の他の附属機関などの委員を除きます。

○募集人数 5名

○任 期 令和2年7月委嘱の日から2年間

○応募方法

広域連合で定めた応募用紙に必要事項を記入し、テーマ「住民目線で考える後期高齢者医療制度のあり方」について小論文（800字程度。応募用紙の裏面を用いてもよい）とともに、下記に郵送またはFAX、電子メールでお送りいただくか、ご持参ください。また、各市町村の後期高齢者医療制度担当（幌延町役場住民生活課生活グループ）窓口へご持参いただいても構いません。

○応募期間 3月1日（日）～4月30日（木） ※郵送の場合は、当日消印有効

○選考について 選考委員会を設置し、小論文および応募用紙の記載内容により総合的に選考します。

○委員の仕事

学識経験者などの委員と、北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療制度運営に関する重要事項について審議します。北海道後期高齢者医療広域連合の組織や事業の概要は、広域連合のホームページ（<http://iryokouiki-hokkaido.jp/>）でご覧いただけます。

○報酬など

運営協議会に出席した場合、「北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の規定により、報酬（1日につき5,000円）および旅費をお支払いいたします。

お問い合わせ先・応募先 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
北海道後期高齢者医療広域連合 総務班 電話：011-290-5601 / FAX：011-210-5022 /
メールアドレス：soumu@iryokouiki-hokkaido.jp